

未来を育む学校サポートプログラム（案）

令和8年2月
川崎市教育委員会事務局

目次

はじめに … 3

第 1 章 本市の学校教育を取り巻く状況 … 4

- 1 国（文部科学省）のこれまでの主な動き
- 2 社会環境の変化
- 3 本市の状況

第 2 章 これまでの取組成果と今後の課題 … 14

- 1 第 2 次方針の目標（令和 4 年度から令和 7 年度まで）
- 2 これまでの主な取組成果（第 2 次方針期間）
- 3 令和 5 年度勤務実態調査アンケート結果
- 4 小学校及び中学校との意見交換会
- 5 意見交換会で出された主なアイデア
- 6 見えてきた課題と取組の方向性

第 3 章 「未来を育む学校サポートプログラム」 … 25

- 1 本プログラムのポイント①
(学校現場の意見等を踏まえた「4つの対応の方向性」)
- 2 本プログラムのポイント②
(学校と教育委員会の役割の転換)
- 3 取組期間内の目標
- 4 取組期間内の目標の考え方
- 5 「未来を育む学校サポートプログラム」が目指すもの
- 6 本プログラムの取組期間等

第 4 章 本プログラムの具体的な取組内容等 … 31

- 1 4つの対応の方向性に基づく取組
- 2 学校における働き方改革の削減効果（全国の学校の取組事例）
- 3 好事例の展開について
- 4 本プログラムの着実な推進に向けて

【その他参考資料】 … 49

はじめに

- 現在、社会情勢の急激な変化等により、これまで以上に子どもたちへの教育的な支援が求められています。このような状況の中でも、次世代を担う子どもたちをしっかりと育てていくことが大切です。
- 本市においては、平成29年度に本市教職員を対象に勤務実態調査を実施し、多くの教員が「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」という意識を持つ一方で、教職員の長時間勤務の実態が明らかとなりました。
- そのため、平成31年2月に、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を、令和4年3月に、第2次の方針を策定し、学校業務における業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保など、様々な取組を総合的に推進してきました。
- 時間外在校等時間の上限を超えて働いている教員の割合は依然として高い状況となっており、その解消が求められています。また、令和5年度に行った勤務実態調査アンケート結果では、やりがいを感じる業務がある一方で、負担感を感じる業務も未だに多くありました。
- そこで、本市は、学校との意見交換で出た意見などを踏まえた第3次となる方針を策定し、働き方・仕事の進め方改革の取組を引き続き推進し、教育職員の負担を軽減して、「教育の質の向上」や「教育現場の魅力向上」を図り、心身ともに充実した状態で仕事に取り組める働きやすい環境を整え、「川崎市の教員になりたい」、「川崎市で教員を続けていきたい」と考える人が増えるよう、取り組んでいきます。

本方針における定義は以下のとおりです。

「教員」＝総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手

「教育職員」＝校長、副校長、教頭及び「教員」

「教職員」＝「教育職員」、学校栄養職員及び学校事務職員

第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

1 国（文部科学省）のこれまでの主な動き

○令和2年1月17日文部科学省通知

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）により、1か月・1年当たりの勤務時間外の在校等時間の上限（原則月45時間、年360時間）や1年単位の変形労働時間制の活用等について示されました。

○令和4年度教員勤務実態調査の実施（文部科学省）

前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況が示されました。

○令和5年8月28日文部科学省中央教育審議会提言

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」により、教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進等、各事項に取り組む必要がある旨が示されました。

○令和6年8月27日文部科学省中央教育審議会答申

「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」により、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを

第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

1 国（文部科学省）のこれまでの主な動き

向上させることが重要であることが示されました。また、そのため、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進していくことが必要であるとされました。

○令和6年12月24日大臣合意

文部科学省と財務省との間で、「教師を取り巻く環境整備に関する合意」がなされ、教員の給料に一律で上乘せされる、教職調整額を現在の4%から段階的に10%まで引き上げることや、令和8年度からの中学校35人学級へ向けての教員の定数改善についても合意がなされました。また、時間外在校等時間の削減目標についても令和11年度までに、月30時間程度に縮減することとされました。

○令和7年6月18日給特法等の改正

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教職調整額の引き上げの実施が決定したほか、教育委員会に対して、教員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられるとともに、総合教育会議に報告することが義務付けられました。

○令和7年9月26日文部科学省通知

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の改正に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等により、指針の全部が改正されたことが通知され、上記の計画に記載する具体的な内容及び実施方針については、指針の内容に即して、地域の実情に応じて決めるものとされました。

第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

2 社会環境の変化

○教員不足

教育の質を高める取組として教科担任制や、中学校においても35人学級制導入が予定され、より多くの教員が必要とされています。また、教員の世代構成として産育休を取得する世代割合が高い中、年度途中に産育休取得者代替教員を確保することが困難な状況となっています。

○テクノロジーの進化等

児童生徒1人1台端末が整備されたことにより、これまでとは違うデジタル教材の普及などにより学びが展開され、教育方法が多様化しています。

また、学校と保護者等との連絡手段について、デジタル機器の活用を推進しています。

○グローバル化

国際的な交流が増え、多文化理解や外国語教育の重要性が高まっています。

○社会の多様化

児童生徒の背景が複雑化・多様化し、インクルーシブ教育や個別支援が求められています。

○児童生徒の教育的ニーズの多様化

児童生徒への教育的ニーズが複雑化・多様化し、学校だけで対応することが困難な事例が増えており、他機関との連携が必要とされています。

第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

2 社会環境の変化

○環境問題への意識・対応

気候変動や環境問題に対応するために、持続可能な学校教育・学校運営が求められています。

○学習指導における教員の役割の変化

「探究的な学び」においては、これまでの知識の習得といった目的から、課題の発見や解決策の提示などに目的が変化し、それに合わせて学習のスタイルや進め方も変化しており、これまで指導的な役割が求められてきた教員に、新たにファシリテーターとしての役割も求められています。

○教職員のウェルビーイングの向上

子どもたちに対して、より良い教育を行うためには、教職員が心身ともに健康で、安心して働ける環境を整備することにより、教職員自身のウェルビーイングを向上させることが重要となっています。

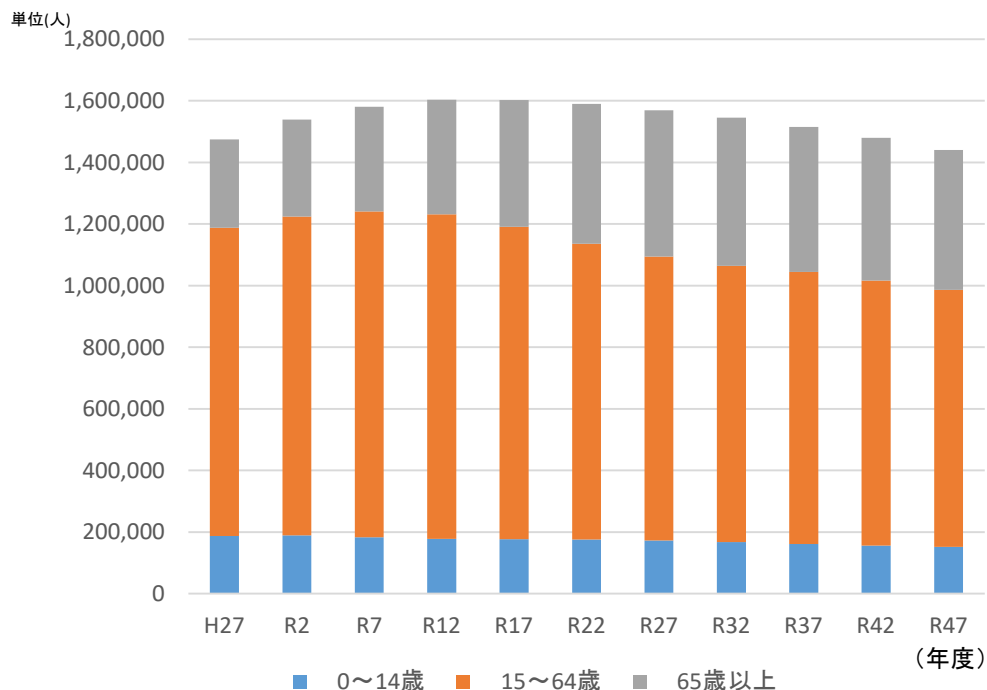
第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

3 本市の状況

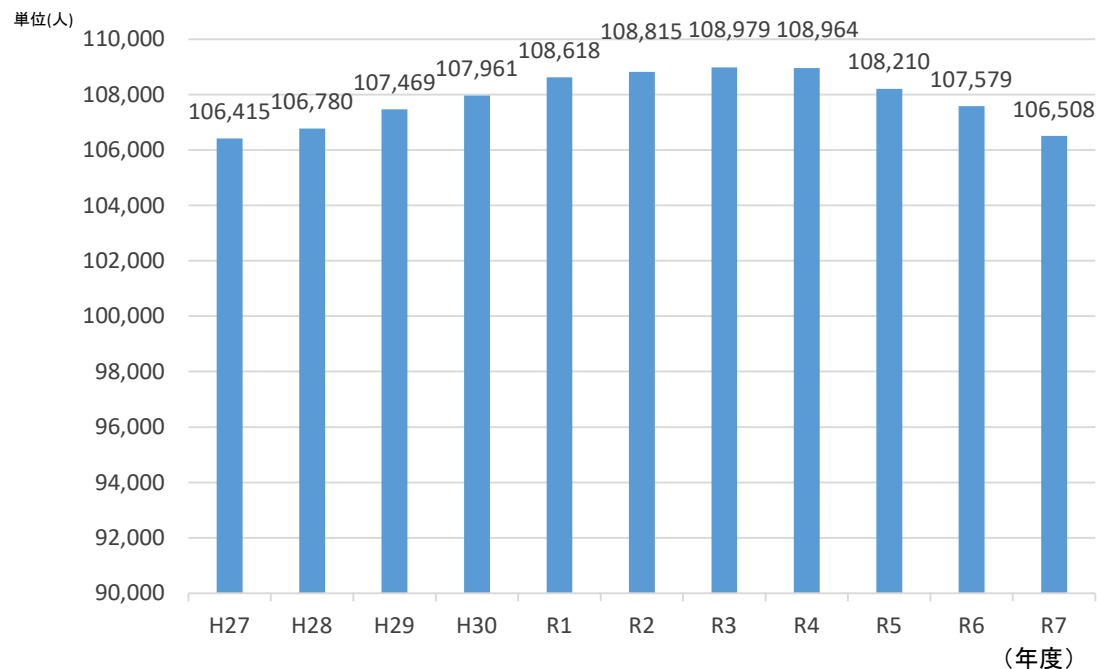
将来人口推計と児童生徒数の推移

- 本市の人口は、これまで社会増加による増加が続いていましたが、令和17年度をピークに減少傾向に転じると見込まれています。
- 市立学校に在籍する児童生徒数については、既に令和3年度をピークとして、減少傾向に転じており、この傾向は今後も続くと見込まれています。
- 今後、人口減少、少子高齢化が進展することが見込まれる中、川崎市がこれからも活力あふれる社会として持続していくため、多様な主体と協働しながら、質の高い教育により、市民一人ひとりの課題を解決する力や創造力を育てていく必要があります。

川崎市の将来人口推計



市立学校の児童生徒数の推移



第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

3 本市の状況

時間外在校等時間の状況等

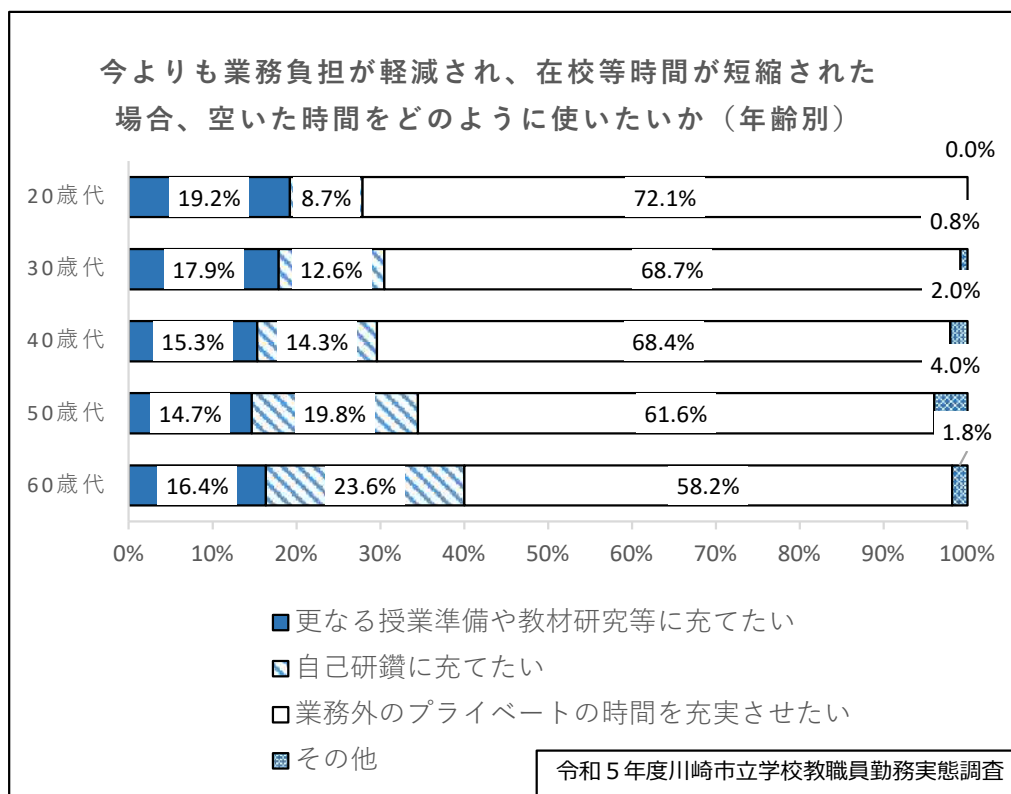
- 時間外在校等時間については減少傾向となっていますが、未だに指針の定める基準（※）を超えている教育職員の割合は高い状況となっています。
- 精神疾患などを原因とする休職者の数は減少傾向ですが、100人を超えています。
- 令和5年度に行った勤務実態調査において、業務負担が軽減された場合、いずれの年齢層でも「業務外のプライベートの時間を充実させたい」が高い割合となっています。

時間外在校等時間の推移		
	月45時間を超える教育職員の割合	年360時間を超える教育職員の割合
令和4年度	43.8%	71.3%
令和5年度	40.6%	68.5%
令和6年度	38.7%	65.8%

※指針の定める基準：1か月・1年当たりの勤務時間外の在校等時間の上限（原則月45時間、年360時間）

休職者数の推移			
	精神疾患	その他疾患	合計
令和4年度	84人	17人	101人
令和5年度	91人	22人	113人
令和6年度	81人	20人	101人

校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。



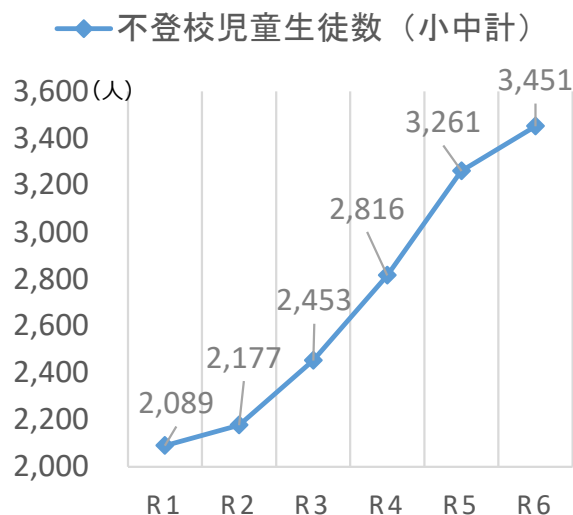
第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

3 本市の状況

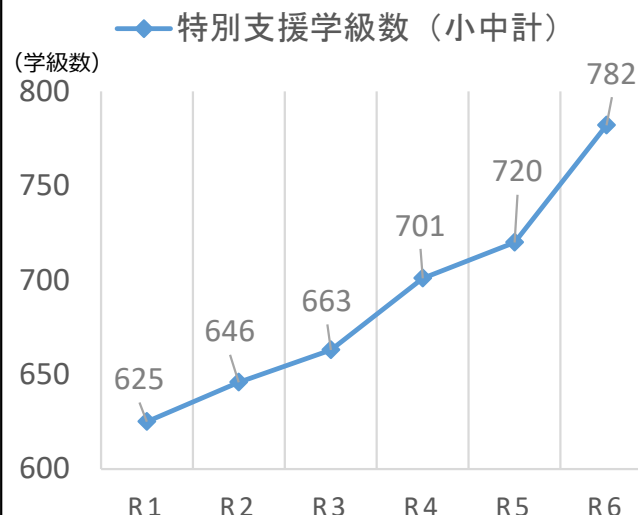
複雑化・多様化する教育の現場

- 多様な背景を持つ子どもたち一人ひとりに向き合うためには、これまで以上の専門的な知識と個別の対応が求められます。いじめや不登校などの課題を抱える子どもに対応するため、学習指導だけではなく、家庭との連携や専門機関等との協力など、教員は多岐にわたる対応を求められています。
- 発達障害への理解が進むなど、支援が必要な児童生徒をより早い段階で見つけることができるようになり、児童生徒個々の発達に応じた適切な教育の提供が求められています。
- 日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、一人ひとりのアイデンティティを大切にしたい適応支援や教科指導等が求められています。

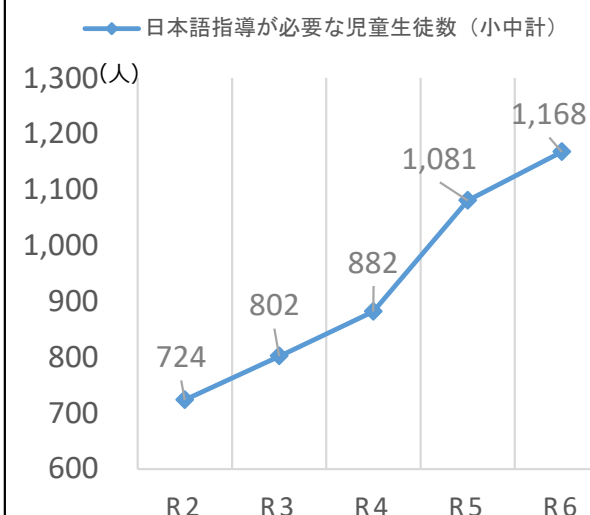
不登校児童生徒数推移



特別支援学級数推移



児童生徒数推移

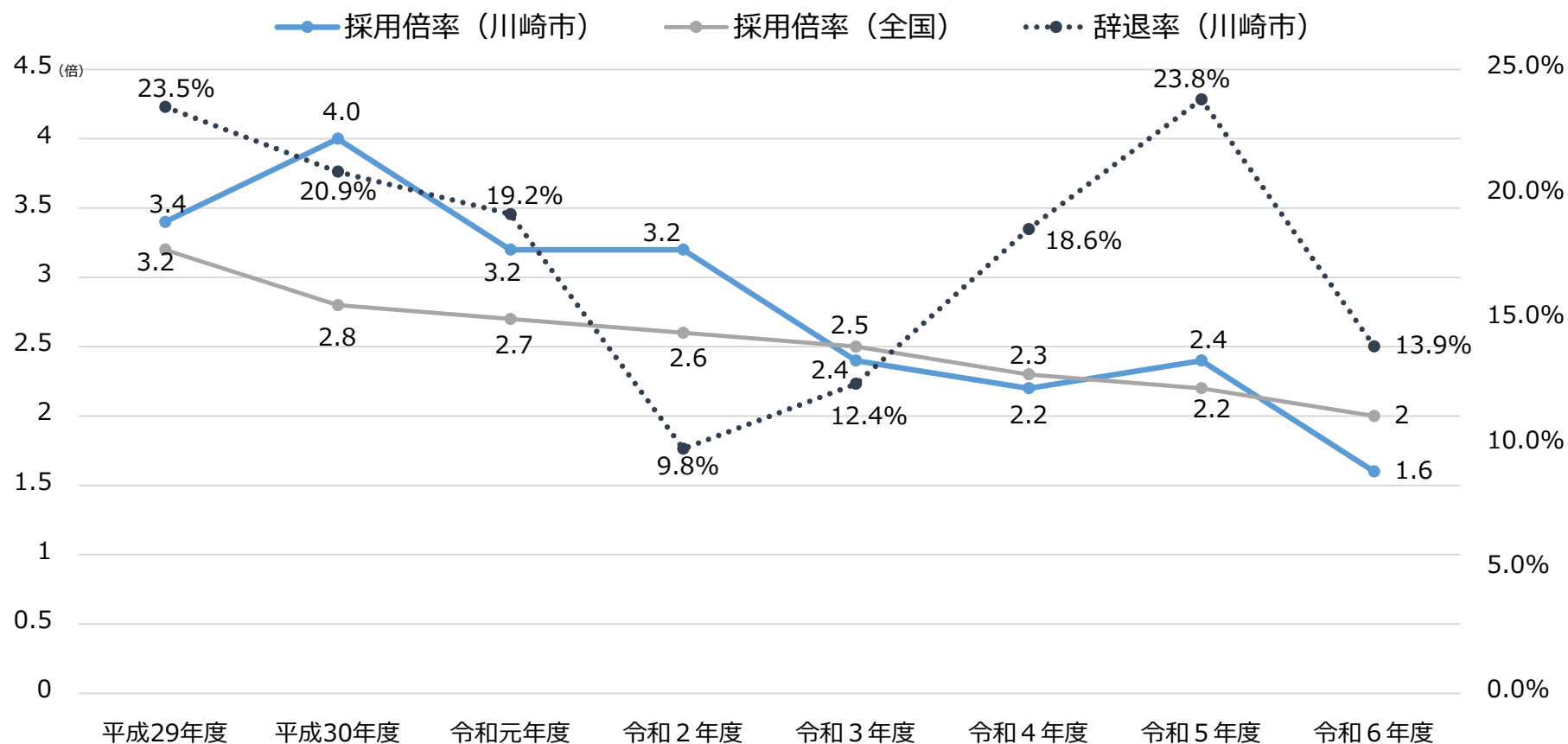


第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

3 本市の状況

市立小学校における教員採用試験の採用倍率等の推移

- 受験者数は全国的に減少傾向にあり、さらに本市では、35人学級制の拡充等への対応として教員の定数増を図っています。
- 小学校における教員採用試験の採用倍率については低下傾向にあります。



第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

3 本市の状況

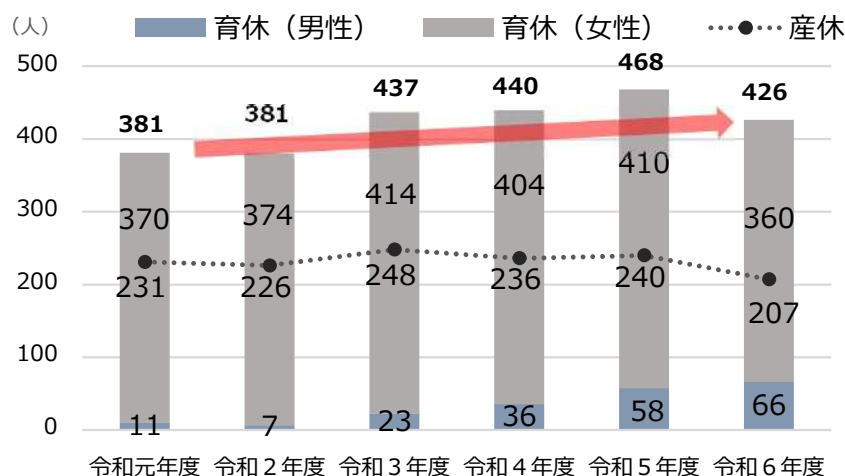
市立学校における教員の産育休の状況

- 産育休取得者数は400人超で推移しています。
- 市長事務部局に比べて、2年を超えて育休を取得する者の割合が高くなっています。
- 全教員のうち約5割が20代、30代のため、産育休取得者数の増加傾向は今後も続く見込み

令和6年度の月別産育休新規取得者数の状況（小中学校）

始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小学校	10	10	10	11	12	7	6	7	11	11	7	14	116
中学校	4	3	4	3	2	1	3	2	1	1	2	6	32
合計	14	13	14	14	14	8	9	9	12	12	9	20	148

産育休取得者数の推移（全校種）



※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

育休取得期間の比較

	1年超2年以下の割合	2年超取得する割合
教育委員会	24.3%(74名)	37.7%(115名)
市長事務部局 (消防・公営企業を除く)	21.8%(41名)	5.9%(11名)

※「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成

※育休取得期間は、令和5年度新規取得者における育休請求の承認期間をもとにしている。

教員の年齢構成（R7年度時点）

	20代	30代	40代	50代	60代
市立小中学校合計	23.2%	29.3%	23.4%	17.8%	6.2%
小学校	23.5%	29.7%	24.2%	17.7%	4.9%
中学校	22.7%	28.7%	21.8%	18.1%	8.8%

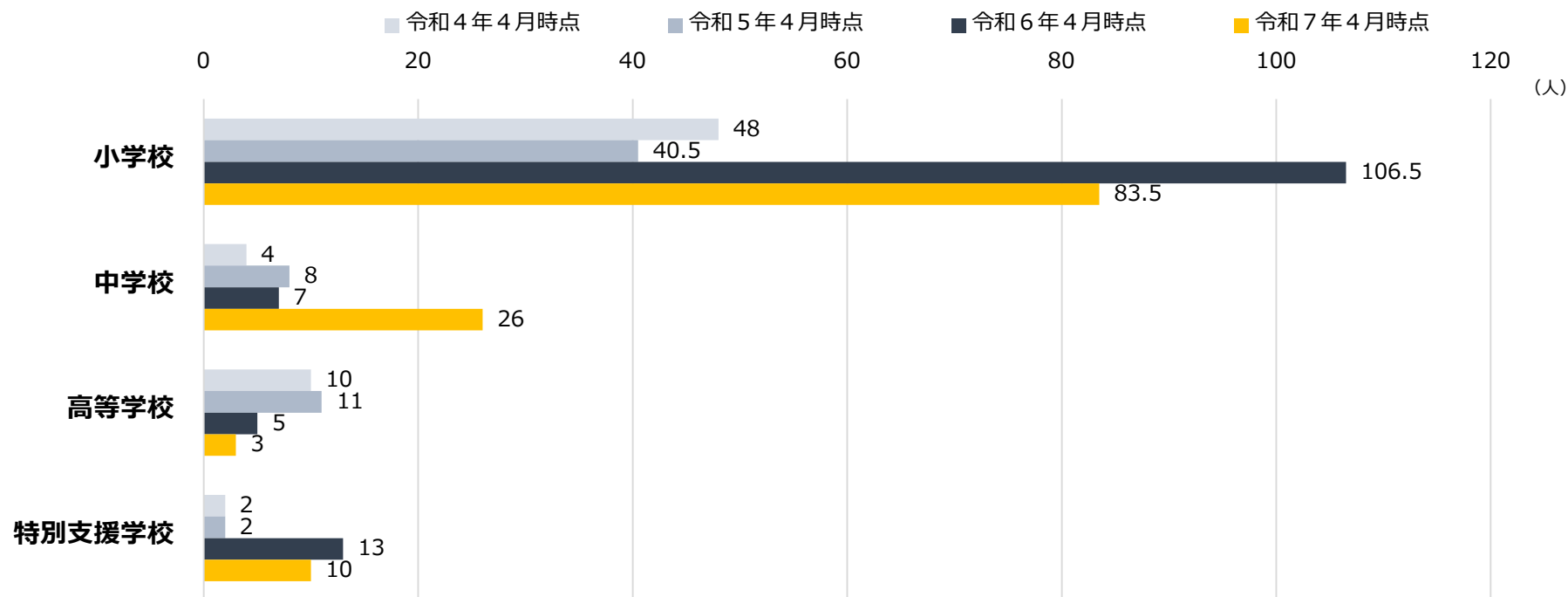
第1章 本市の学校教育を取り巻く状況

3 本市の状況

市立学校における教員の未充足数の状況

- 教員定数の増加に加え、全国的な教員不足の影響は本市でも例外ではなく、特に年度途中における産育休取得者の代替教員の確保が難しいなど、教員不足の状況が続いています。
- 令和7年度の教員の未充足数は、小学校では83.5人（前年度より23人減）、中学校では26人（同19人増）、高等学校では3人（同2人減）特別支援学校では10人（同3人減）となっています。

※未充足とは、欠員や産育休等により教員不足が生じている中で、代替教員が充てられていない数



第2章 これまでの取組成果と今後の課題

1 第2次方針の目標（令和4年度から令和7年度まで）

I 量的目標

《原則》

- ① 1か月：45時間を超える教育職員の割合
- ② 1年間：360時間を超える教育職員の割合

《臨時的な特別の事情による場合（特例）》

- ① 1か月：100時間以上の教育職員の割合
- ② 1年間：720時間を超える教育職員の割合
- ③直前の1か月～5か月の期間を加えた各期間における1か月当たりの平均時間：80時間を超える教育職員の割合
- ④45時間を超えた月数が年間6か月を超える教育職員の割合

原則①②及び特例①②④：「基準年度※」未滿かつ「前年度」未滿とする。

特例③：可能な限りなくしていく。【重点目標】

※「基準年度」とは、学校業務が新型コロナウイルス感染症の影響を比較的受けていない期間と定義し、『令和元（2019）年4月～2月及び令和3（2021）年3月』とする。

II 質的目標

- ①「ストレスチェックの集団分析結果」について
「総合健康リスク」の平均を80以下（※）とする。
（※全業種全国平均値を100とする。）

- ②「年次休暇の取得日数」について
平均取得日数：16日以上とする。

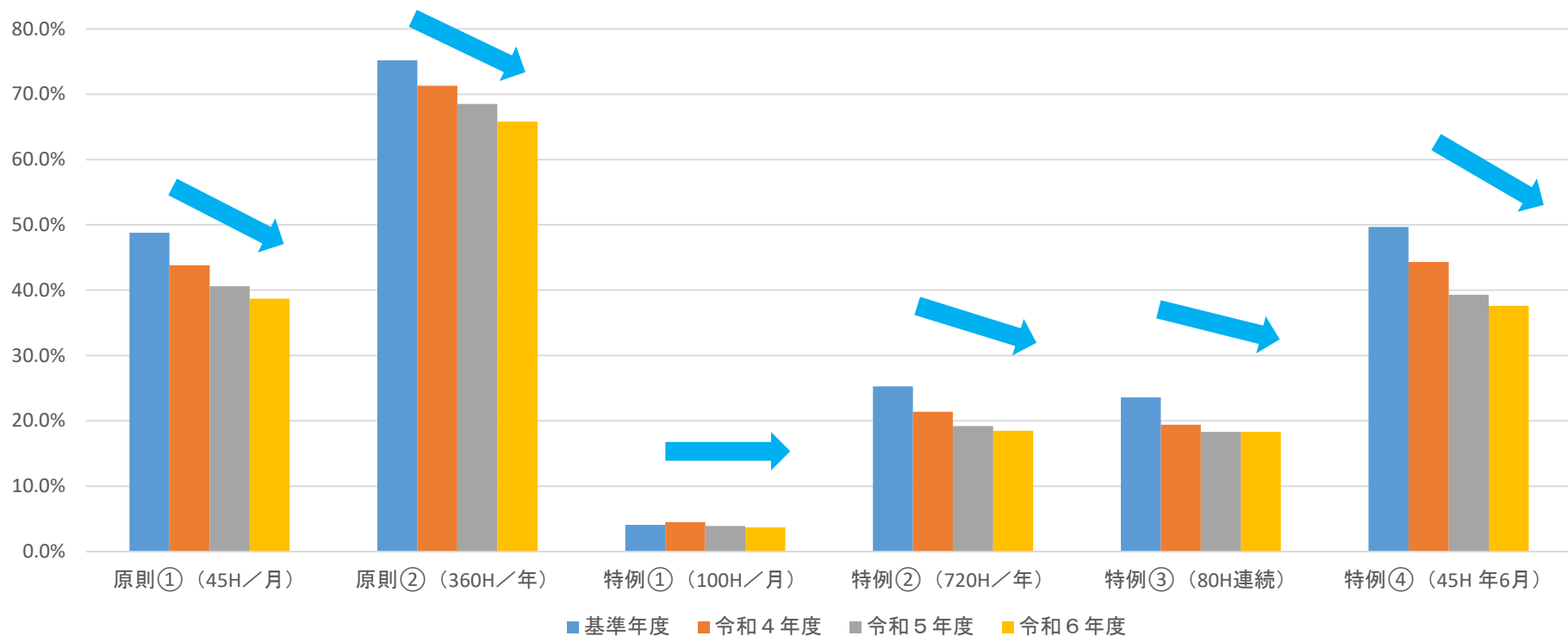
第2章 これまでの取組成果と今後の課題

I 量的目標

時間外在校等時間の縮減

原則①②及び特例①②④：「基準年度」未滿かつ「前年度」未滿とする。

特例③：可能な限りなくしていく。【重点目標】



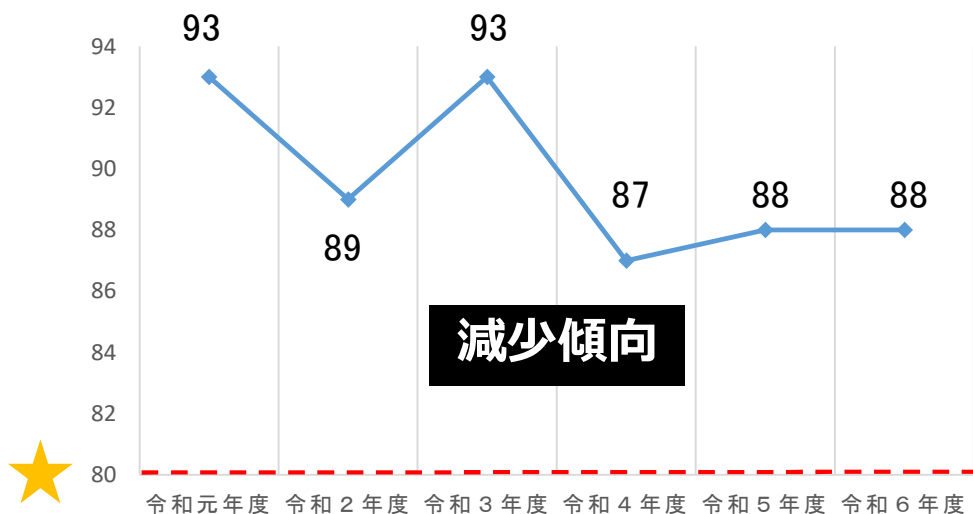
時間外在校等時間は基準年度、前年度よりも年々、ほぼ減少して目標は概ね達成しているものの更なる取組が必要
指針に記載された時間外在校等時間に関する上限時間の基準（月45時間、年360時間）は未達成

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

II 質的目標

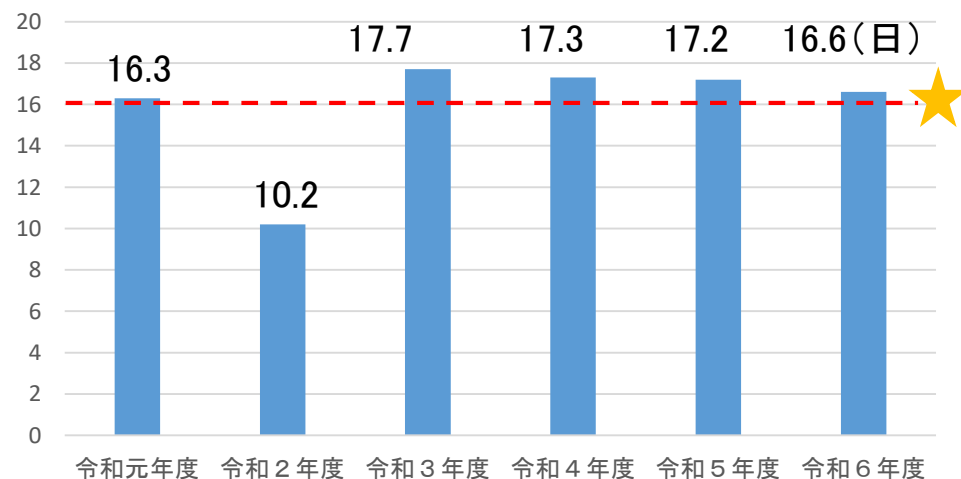
総合健康リスク

令和7年度までに80以下 小数点第1位で四捨五入



年次休暇取得日数

令和7年度までに16日以上



【総合健康リスク】 全業種全国平均値100より低い状態だが、目標80以下は未達成

【年次休暇取得日数】 目標達成

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

2 これまでの主な取組成果（第2次方針期間）

取組内容		令和4～6年度の主な取組概要（新規・拡充）	効果等
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備			
1	各学校における業務改善の支援	<ul style="list-style-type: none"> 卒業証書の割印の廃止【新規】 業務改善や働き方改革に関する校内研修を実施する学校を募集し、小学校、中学校において、講師派遣による研修を実施し教職員の意識改革を醸成【新規】 前年度業務改善研修実施校へのフォロー研修を実施【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減 意識変容
2	就学援助システムの効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請導入に向けたシステム改修を実施【新規】 学校の負担軽減に向けた業務手順の見直し（申請書等案内を対象世帯に直接送付、手続オンライン化により事務局が直接受付、全世帯への申請の意向確認を廃止、前年度認定者の申請を不要、支給先口座を学校口座から保護者口座へ変更）【拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減 意識変容 リスク軽減
3	地域住民等との更なる連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール）【拡充】 学校と地域をつなぐ役割を担う、地域教育コーディネーター配置【拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減 意識変容
4	校務の情報化の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の情報一元管理のための機能「ダッシュボード」の追加【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 利便性向上 負担軽減 教育の質向上
5	G I G A 端末を活用した学校業務の効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒向け「オンライン学習システム」導入【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減 教育の質向上
6	留守番電話の設置	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校への留守番電話導入に向けた調整【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減
7	通知表に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における所見欄の見直しに向けた検討【新規】 小学校における前期所見欄の廃止【新規】 担任印の廃止（全校種）【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減 教育の質向上

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

2 これまでの主な取組成果（第2次方針期間）

取組内容		令和4～6年度の主な取組概要（新規・拡充）	効果等
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備			
8	押印の見直し及び連絡手段のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「市デジタル・トランスフォーメーション推進プラン」に基づく学校・保護者間の手続のオンライン化の推進【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減 意識変容 リスク軽減
9	学校施設の効率的な管理運営【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 麻生区内学校施設の包括管理業務委託（麻生区モデル）開始【新規】 麻生区モデルのモニタリング実施、効果検証の開始【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減
10	学校施設開放での予約システム等の導入【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 民間提案制度を活用した予約システム及びスマートロックの導入に向けた実証実験及びサウンディング型市場調査を実施【新規】 「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」の策定【新規】 予約システム等の構築【新規】 川崎市学校施設利用システムコールセンターの設置【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> 負担軽減

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

2 これまでの主な取組成果（第2次方針期間）

取組内容		令和4～6年度の主な取組概要（新規・拡充）	効果等
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保			
1	教育課題に対応した教職員配置の工夫	・小学校での順次、35人学級化の実施【拡充】	・負担軽減 ・教育の質向上
2	教職員事務支援員等の効果的な配置	・全小中学校での配置を継続し、中学校における勤務時間数を1日当たり2時間増加【拡充】	・負担軽減 ・教育の質向上
3	部活動指導員の配置拡充	・部活動指導員を中学校全校に配置【拡充】	・負担軽減
4	専門スタッフの効果的な配置の継続	・学校司書の配置拡充【拡充】 ・学校巡回スクールカウンセラーについては小学校に加え、新たに特別支援学校に派遣【拡充】 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充【拡充】	・負担軽減 ・教育の質向上

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

2 これまでの主な取組成果（第2次方針期間）

取組内容		令和4～6年度の主な取組概要（新規・拡充）	効果等
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進			
1	教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 本市勤務実態調査として、小中学校教員の意識調査及び小中学校校長との意見交換会を実施【新規】 学校業務に対する意識改革及び他校の取組や他都市の事例を共有するための意見交換会を全ての小中学校の校長、副校長、教頭、教務主任を対象に実施【新規】 意識調査アンケートについては、高等学校及び特別支援学校の教員、全校種の養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校事務職員・一般事務職を対象に実施【新規】 	・意識変容
2	学校閉庁日の実施	<ul style="list-style-type: none"> 全市立学校で年5日実施（夏季休業中3日間、冬季休業中2日間）【新規】 「川崎市立学校の学校閉庁日に関する要綱」の制定【新規】 「かわさき家庭と地域の日」も学校閉庁日として追加試行実施【拡充】 	・負担軽減 ・意識変容
3	部活動指導業務の見直しに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市立中学校の部活動に係る懇談会の実施【新規】 	・負担軽減 ・意識変容
4	ヘルスリテラシー向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 産業医の増員【拡充】 精神保健相談員の増員【拡充】 	・リスク軽減 ・負担軽減 ・意識変容
5	多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教育職員等の時差勤務の試行実施【新規】 	・負担軽減 ・意識変容
6	学年始休業の変更	<ul style="list-style-type: none"> 新年度初日の4月1日から始業日までの平日を最低3日間確保するため、学年始休業変更を試行実施【新規】 試行を踏まえた管理運営規則の改正【新規】 	・負担軽減 ・意識変容

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

3 令和5年度勤務実態調査アンケート結果

学校単位で抽出し、その学校に勤務する調査対象者全員に調査を実施(令和5年7月～9月実施)

【全小学校114校(母集団3,672人)のうち15校(487人)、全中学校52校(母集団1,804人)のうち13校(490人)を抽出】

- ・ 負担感のある業務は、「成績処理」「調査・報告書作成等」「保護者・PTA対応」が、小中学校ともに割合が高い。
- ・ 「部活動、クラブ活動」は、やりがいも高いが、負担感も高い。

各種業務に対する考え方(校種別)

小学校	やりがいを 感じる業務	負担感を 感じる業務	今より時間を かけたい業務
業務内容	割合(%)	割合(%)	割合(%)
(1)朝の業務	0.7	3.1	1.3
(2)授業	69.0	4.7	38.4
(3)授業準備	25.7	15.4	81.0
(4)学習指導	35.5	1.1	39.3
(5)成績処理	0.2	47.3	14.5
(6)児童生徒指導(集団)	19.0	3.1	10.9
(7)児童生徒指導(個別)	23.7	7.6	25.2
(8)部活動、クラブ活動	2.2	2.0	0.4
(9)児童会・生徒会指導	.5	0.7	0.9
(10)学校行事	18.5	10.7	4.5
(11)学年・学級経営	23.4	2.7	17.2
(12)学校経営	7.8	3.6	7.6
(13)会議・打合せ(校内)	0.7	19.9	1.1
(14)学校徴収金・就学援助	0.0	26.8	0.4
(15)調査・報告書作成等	0.7	29.5	0.7
(16)校内研修	5.4	12.3	5.4
(17)保護者・PTA対応	4.7	37.9	2.7
(18)地域対応	1.3	8.9	1.6
(19)行政・関係団体対応	0.9	5.6	0.0
(20)職務としての研修	2.5	4.0	5.4
(21)会議・打合せ(校外)	0.2	7.4	0.7
(22)その他の校務	2.7	8.0	1.6

中学校	やりがいを 感じる業務	負担感を 感じる業務	今より時間を かけたい業務
業務内容	割合(%)	割合(%)	割合(%)
(1)朝の業務	1.8	2.3	1.2
(2)授業	75.8	3.7	36.4
(3)授業準備	16.4	13.6	80.0
(4)学習指導	17.1	0.7	31.1
(5)成績処理	0.9	41.7	12.9
(6)児童生徒指導(集団)	12.9	3.0	7.8
(7)児童生徒指導(個別)	15.0	8.3	20.5
(8)部活動、クラブ活動	36.6	38.2	14.7
(9)児童会・生徒会指導	1.8	0.7	0.5
(10)学校行事	28.3	13.4	11.8
(11)学年・学級経営	32.3	4.1	24.9
(12)学校経営	7.4	3.5	5.3
(13)会議・打合せ(校内)	1.4	18.4	1.6
(14)学校徴収金・就学援助	0.5	13.4	0.0
(15)調査・報告書作成等	0.5	25.6	0.0
(16)校内研修	2.3	7.4	5.8
(17)保護者・PTA対応	3.7	27.0	1.4
(18)地域対応	1.4	10.6	0.9
(19)行政・関係団体対応	0.0	5.8	0.2
(20)職務としての研修	1.4	5.5	2.8
(21)会議・打合せ(校外)	0.7	7.1	0.7
(22)その他の校務	2.3	6.2	1.2

※アンケート対象抽出校以外の管理職は含まない。 ※各考え方について、22の業務から最大3つまで選択

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

4 小学校及び中学校との意見交換会

全小中学校を対象に

【意見交換会（全2回）の全体の流れ】 令和6年7月から12月にかけて開催			
ねらい	意識調査の結果を活用し現状確認、課題を把握しつつ、既存の概念や業務に捉われない柔軟な発想や、最先端の実践事例等を基に参加者の視野を広げることで、新たな解決の対応の方向性を見出す。		
概要	描いた方向性を踏まえつつ、各学校で実現できそうなことを模索し、具体的なアクションを検討する。		
	<p>校長 副校長 教頭 教務主任</p> <p>第1回 ・昨年描いた方向性の共有 ・各学校で実現できそうなことを模索する</p> <p>第2回 ・全校で挙げた実現方法のまとめ共有</p>		
実施回数	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>第1回（地区単位で実施） 小学校：校長7回、教頭5回、教務5回 中学校：校長2回、教頭2回、教務2回</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: right;"> <p>第2回（合同で実施） 全31回 小学校：校長1回、教頭2回、教務2回 中学校：校長1回、教頭1回、教務1回</p> </td> </tr> </table>	<p>第1回（地区単位で実施） 小学校：校長7回、教頭5回、教務5回 中学校：校長2回、教頭2回、教務2回</p>	<p>第2回（合同で実施） 全31回 小学校：校長1回、教頭2回、教務2回 中学校：校長1回、教頭1回、教務1回</p>
<p>第1回（地区単位で実施） 小学校：校長7回、教頭5回、教務5回 中学校：校長2回、教頭2回、教務2回</p>	<p>第2回（合同で実施） 全31回 小学校：校長1回、教頭2回、教務2回 中学校：校長1回、教頭1回、教務1回</p>		
対象者	<p>【小学校114校】 ➤「校長114人」、「教頭114人」、「教務主任114人」小計 342人</p> <p>【中学校 52校】 ➤「校長 52人」、「副校長・教頭 53人」、「教務主任 52人」小計 157人 合計499人</p>		

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

5 意見交換会で出された主なアイデア

分類	小学校	中学校
①教育課程の編成による創造的な余白づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・週時数・シーズン制・40分授業 ・モジュール学習の実施 ・朝・帰りの会・集会・休み時間の縮小 ・清掃回数の見直し ・行事の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事の精選（体育祭、文化祭の短縮や見直し） ・教育課程・時間の弾力化 ・清掃回数の見直し ・部活動の日数や時間をフレキシブルに
②教員の負担軽減・業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者対応（留守番電話・電話対応） ・保護者対応（出欠席・連絡） ・複数教員での授業・学校運営（教科担任制・交換授業・学年担任制等） ・給食・掃除指導のローテーション ・学校徴収金・会計業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・採点ソフトの導入・自動化（マークシート対応含む。）、テスト作成の業者委託 ・市総体の廃止や開会式の削減 ・グループ担任制や学年担任制の導入 ・会議の軽減と資料のペーパーレス化 ・ノー残業デー等の設定
③児童生徒主体の学びへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ・学び方・授業のあり方(自立型学習者の育成等) ・テストの廃止・評価のあり方 ・一律の宿題をなくす、宿題のGIGA化 ・校内研究の考え方を变える 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の一律化の見直し（合併授業やオンライン授業等の導入） ・生徒主体の活動（生徒会や部活動等、教員はサポート役に） ・テストのあり方（学習状況調査のICT化やドリルを授業に組み入れ、定期テストを単元テストへ切替）
④仕組みづくり・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・ボランティアの活用 ・勤務時間の弾力化等 ・事務支援員、用務員の活用 ・端末の一本化、データフォーマット共有 ・清掃等の委託化 ・水泳外部委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間・働き方（時差出勤、振替・時間外勤務の柔軟化・勤務時間の弾力化） ・留守番電話の全市一律導入 ・保護者対応（クレーム対応・保護者対応の外注化） ・市の様々な部署から来る文書の削減 ・ワックスがけを含む清掃の委託 ・会計処理の専門担当者の配置

第2章 これまでの取組成果と今後の課題

6 見えてきた課題と取組の方向性

課題 人材不足の解消と業務改善の推進

- 要因1 若年層教員の増加に伴う産育休取得者の増加、教員志望者が増えていない中で自治体間の採用競争は激化しています。
- 要因2 令和5年度の勤務実態調査アンケートによれば、「やりがいを感じる業務」が多くある一方で「負担感を感じる業務」も多く、労働環境の変化が求められています。

今後の取組の方向性

- 教員の定数は、平成29年度以降増加していますが、産育休取得者が増加傾向にあります。全国的な教員不足の影響の中、臨時的任用教員の担い手が減少し、人材確保が困難な状況にあることから、人材確保策の強化と教員が働きやすい環境改善を両輪で進めていく必要があります。
- 令和5年度の勤務実態調査アンケートでは、「授業準備」にもっと時間をかけたいと考えていることがわかりました。これを受け、文部科学省の学校業務改善事例集や、令和6年度の意見交換会でのアイデア等も参考に、教員以外が対応できる業務を整理し、外部人材等を活用して教員が働きやすい環境を整える必要があります。
- 令和6年度に、外部講師や他都市で学校業務改善に取り組む教員を招いて、市立小中学校教育職員との意見交換会を開催し、学校の発意によって多くの学校業務を改善することが可能であることが共有されました。具体例として時程や日課、行事の見直し等が挙げられ、これらの取組を後押しし、価値付けし、他校へ情報を共有することが必要です。

上記の課題の解決に向けて、「未来を育む学校サポートプログラム」においては、教員の人材確保と業務改善の取組を行うことで働く環境を改善し、負担軽減とともに、子どもたちと向き合える時間を増やし、さらに時間外在校等時間を縮減する取組を行っていきます。こうした取組により、教職員の健康を守るとともに、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにするなどウェルビーイングも向上させ、生き生きと子どもたちと接することのできる環境を実現します。

第3章 「未来を育む学校サポートプログラム」

1 本プログラムのポイント①（学校現場の意見等を踏まえた「4つの対応の方向性」）

本プログラムの検討に当たっては、学校現場の主体性をより一層引き出すため、教育委員会と学校現場との意見交換を合計31回にわたり実施するとともに、教員研修の場等を活用した意見聴取を行うことにより、「現場の生の声」を反映した内容となるよう取り組んできました。

こうした学校との意見交換会での内容や、国が示した「学校と教師の業務の3分類」の内容を踏まえて「4つの対応の方向性」を定めました。

4つの対応の方向性

方向性1
教育課程の編成による創造的な余白づくり

方向性2
教員の負担軽減・業務改善

方向性3
児童生徒主体の学びへの転換

方向性4
しくみづくり・環境整備・人材確保

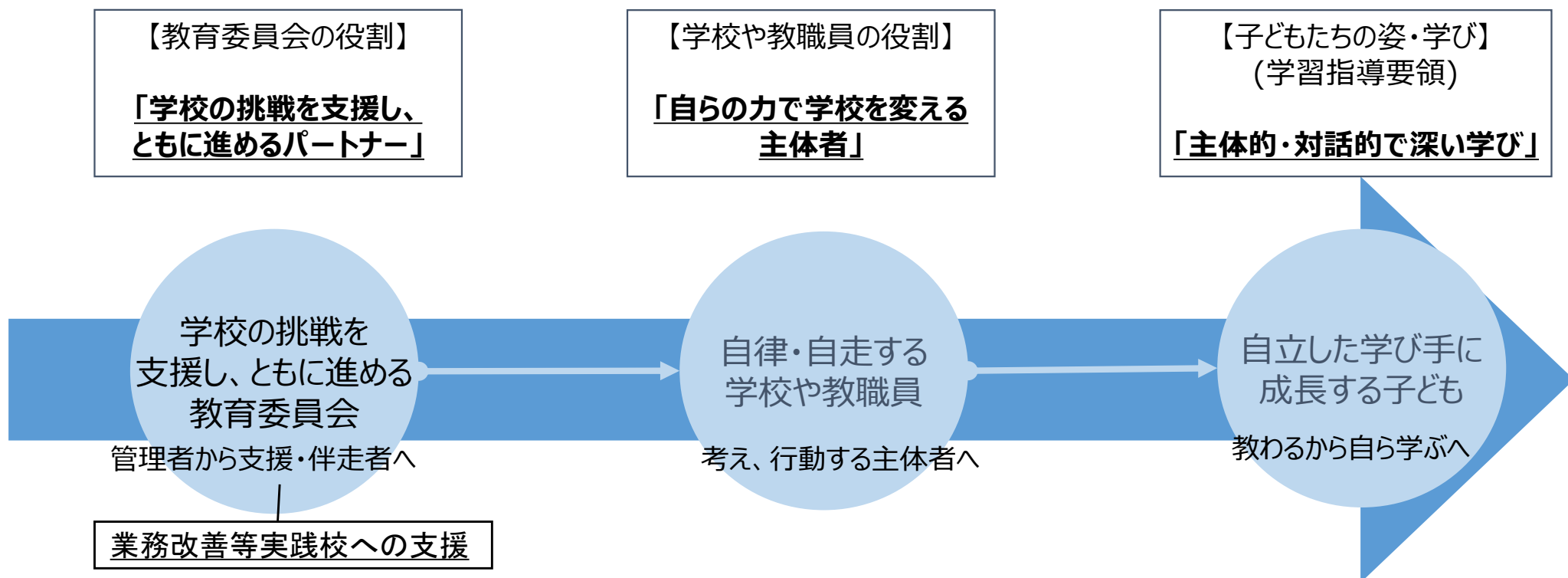
※学校現場での実践が重要な取組

※教育委員会による実現が重要な取組

第3章 「未来を育む学校サポートプログラム」

2 本プログラムのポイント②（学校と教育委員会の役割の転換）

本プログラムの取組を進めるに当たり、教育委員会は「学校の挑戦を支援し、ともに進めるパートナー」となり、学校を支援・伴走していきます。また、学校や教職員は、「自らの力で学校を変える主体者」として、自律・自走する学校や教職員となることを目指します。こうした取組を通じて、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現していきます。



業務改善等実践校：民間ノウハウを活用した業務改善等の校内ワークショップを実施する市立学校

第3章 「未来を育む学校サポートプログラム」

3 取組期間内の目標

「目指すもの」の実現に向け、本プログラムの目標を以下のように定めます。

	項目	現状 (令和6年度)		目標 (令和11年度)
○時間外在校等時間に係る目標				
目標1	① 1か月当たり45時間以下の教育職員の割合 (概ね19時までの退勤※1)	61.3%	⇒	100%
	② 1年当たり360時間を超える教育職員の割合	65.8%	⇒	0%
	③直前の1か月～5か月の期間を加えた各期間における1か月当たりの平均時間：80時間を超える教育職員の割合	18.3%	⇒	0%
○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に係る目標				
目標2	①健康リスクA（仕事の量的負担・コントロール度）	87.8※2	⇒	100以下
	②健康リスクB（職場の支援）	(A106.1) (B82.8)	⇒	80以下
目標3	年次休暇の平均取得日数	16.6日	⇒	16日以上
目標4	ワーク・エンゲイジメント※3	2.8	⇒	2.8以上
目標5	男性教員の育児休業制度対象者の取得率	32.5%	⇒	85%以上

※1 1か月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となる目安（勤務時間が8:30～17:00の場合）

※2 「87.8」は総合健康リスク（（健康リスクA×B）／100）の値

※3 「ワーク・エンゲイジメント」とは「活力」「熱意」「没頭」の3つの要素が満たされた仕事に充実感を感じている心理状態(満点は4点)

第3章 「未来を育む学校サポートプログラム」

4 取組期間内の目標の考え方

目標1【時間外在校等時間】

○基準年度比較や前年度比較においても、時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、国の示す時間外在校等時間の上限を超えているため、国の基準を参考に目標を設定します。また、教職員の健康保持のためにも健康障害リスクが高まる労働時間を超えて勤務を行う教職員をなくす目標を設定します。

※ 指針により示された時間外在校等時間に関する上限時間の基準
(原則月45時間、年360時間)

目標2【総合健康リスクA・B】

○全業種全国平均値「100」よりも健康問題が発生する確率が低い状態「87.8」となっていますが、全国平均値を超えている健康リスクA（仕事量・仕事のコントロール）と、良好な状態である健康リスクB（職場の支援）についてそれぞれ、更なる改善を図る目標を設定します。

目標3【年次休暇取得日数】

○川崎市特定事業主行動計画に基づき、目標を設定します。

目標4【ワーク・エンゲイジメント】

○教員が仕事に対して持つ、「熱意」や「活力」等の状況を把握し、その更なる改善を目指して目標を設定します。

目標5【男性の育児休業取得率】

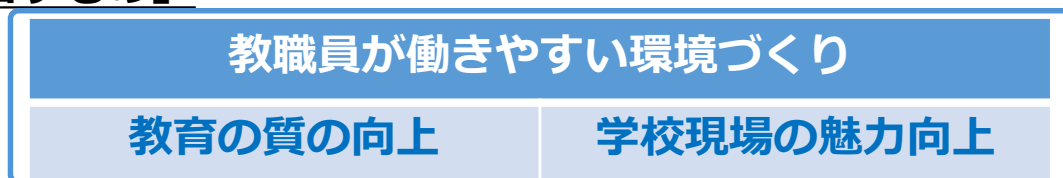
○川崎市特定事業主行動計画に基づき、目標を設定します。

第3章 「未来を育む学校サポートプログラム」

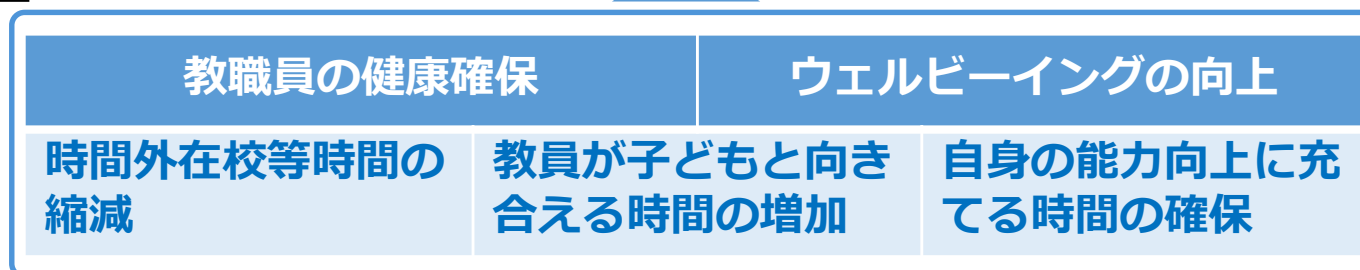
5 「未来を育む学校サポートプログラム」が目指すもの

本プログラムの推進により、時間外在校等時間の縮減とともに、教員が子どもと向き合える時間の増加などの効果を獲得し、教職員の健康確保とウェルビーイングを向上させることで、教育の質の向上と学校現場の魅力の向上を図り、「教職員が働きやすい環境」を実現します。

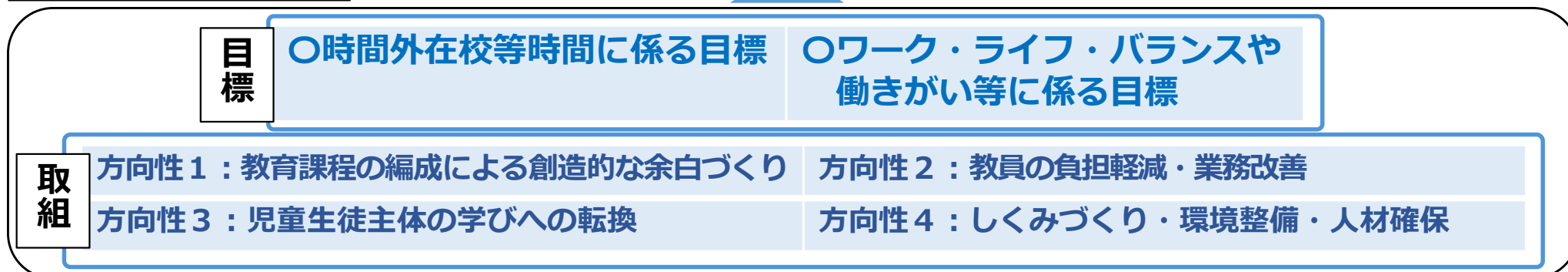
●「本プログラムが目指すもの」



●獲得したい効果



●本プログラムの推進



第3章 「未来を育む学校サポートプログラム」

6 本プログラムの取組期間等

本プログラムの取組期間、位置付け等については、下表のとおりとします。

取組期間	令和8年度から令和11年度までの4年間
位置付け	「給特法第8条「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」」 「川崎市総合計画第4期実施計画」 ・施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実 等 ・事務事業名 教職員の働き方改革推進事業 等 「かわさき教育プラン」 ・Key Project 3 教職員が働きやすい環境づくり
対象者	業務職員を除く市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全教職員が対象 【前方針からの変更点】 ・臨時的任用教員・任期付教員の時間外在校等時間を集計に加える。

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 1 教育課程の編成による創造的な余白づくり

各学校が教員本来の業務である授業準備等に充てる時間を作り出せるよう、学校の取組を支援していきます。

- ① 教育課程編成の工夫
- ② 学校行事の精選や開催方法の工夫

○学校における日常的な時間配分等に関する見直しや改善を実施した効果的な事例等について、様々な媒体を通じて共有・紹介し、各学校が取り入れやすくなるように働きかけを強化する。

(見直し・改善の例)

- ・総授業時間数の見直し
- ・登下校時刻の見直し
- ・授業時間の弾力化（15分・40分など）
- ・清掃・休み時間の見直し
- ・採点日・会議・研修日の授業時間の見直し
- ・行事内容の削減・簡素化などの見直し

【計画期間中の取組内容】

- ・意識改革や業務改善、授業改善を総合的に進めていく実践校を創出し、全市展開を目指す。（令和8年度～）
- ・業務改善の取組を実践した学校等の好事例を整理し、各学校が1人1台端末等を活用して情報収集できる環境を整える。（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 2 教員の負担軽減・業務改善

業務の効率化やデジタルの活用等により、教員の負担軽減・業務改善に向けた取組を進めていきます。

① チーム制（複数教員での授業・学級/学年経営）

- 小学校における専科教員等の活用に関する好事例を、研修や業務改善等実践校の取組等を活用して共有・紹介し、学校が取り入れやすくなるように働きかけを強化する。

【計画期間中の取組内容】

- ・取組を実践した学校等の好事例を整理し、各学校が意見交換会の場や1人1台端末等を活用して情報収集できる環境を整える。（令和8年度～）

② 部活動

- 部活動の教育的意義を踏まえつつ、顧問を担う教員の働き方・仕事の進め方改革の観点から、地域との連携や外部人材の活用を図りながら運営体制の整備について検討を進める。

【計画期間中の取組内容】

- ・令和8年3月末に「川崎市立学校の部活動に係る方針」を改定予定（「かわさき部活動ガイドライン」に改名予定）
- ・改定したガイドラインに基づく取組の推進（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 2 教員の負担軽減・業務改善

③ 採点システムの導入

○採点システムについては、一部の中学校において既に活用されており、その有効性が確認できていることから、他都市の導入事例や市内活用校での効果等を確認・検証しながら、全市的な導入の可能性について検討を行う。

【計画期間中の取組内容】

- ・成績処理における採点システム等の導入の検討（令和8年度）

④ 留守番電話の運用

○勤務時間外等における留守番電話の開始・終了時刻の設定について、各学校の運用が異なるため、校種毎の運用ルールの見直しを図る。

【計画期間中の取組内容】

- ・校種ごとの運用ルールの見直し検討・実施（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 2 教員の負担軽減・業務改善

⑤ 地域住民等との連携

○学校における働き方改革等の取組については、地域の理解のもとに進めていくことが重要であることから、学校運営に係る課題等について、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の場で共有し、改善に向けた地域との連携の取組を推進する。

【計画期間中の取組内容】

- ・地域住民への周知、啓発（令和8年度～）
- ・地域教育ネットワーク推進会議の開催（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 2 教員の負担軽減・業務改善

⑥ デジタルを利用した学校業務の効率化の推進

- クラウドツールの活用による教職員間のスムーズな情報共有、連絡ツールの活用による保護者や地域とのコミュニケーションの円滑化を推進し、業務負担の軽減を図る。
- 教職員が生成A Iを活用することで、文書作成や集計、授業準備など、業務の効率化を進める。
- クラウド型校務支援システムの整備により、職員室以外でも校務が行えるロケーションフリーの環境を目指す。

【計画期間中の取組内容】

- ・研修等の中で情報共有の場を提供（令和8年度～）
- ・文書作成や集計業務、授業準備などへの生成A Iの活用（令和8年度～）
- ・連絡ツールを活用し、ペーパーレス化（令和8年度～）
- ・クラウド型校務支援システムの設計及び構築（令和9年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 3 児童生徒主体の学びへの転換

児童生徒が主体的に考えて学びを自走していくように、教員がファシリテーター役を担う学びへの取組を進めていきます。

① 教員主導から子ども主体の授業への転換

- 子どもが興味・関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の活動を振り返って次の学習活動につなぐことができるように単元や題材のまとまりでの授業づくりを推進する。

【計画期間中の取組内容】

- ・実践事例集や研究会において好事例等を周知するとともに、各種研修会や研究会等の学校訪問時に、各学校の取組を支援（令和8年度～）

② 教員向け「かわさき探究2.0ガイドブック」作成

- 児童生徒の主体的な学びへの転換に向けた取組である「かわさき探究2.0」について、各学校が効果的に推進できるよう、地域との関わりの事例や、授業の好事例等を掲載する「かわさき探究2.0ガイドブック」を作成する。

【計画期間中の取組内容】

- ・ガイドブックの作成と周知（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 3 児童生徒主体の学びへの転換

③ 特別活動や学校行事における活動の充実

- 特別活動（学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動等）において児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるように取り組むとともに、学校行事においても自主的、実践的な活動を促す指導について周知し、活動の充実を図る。

【計画期間中の取組内容】

- ・教育課程研究会等における、事例の紹介や周知（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しきみづくり・環境整備・人材確保

主に教育委員会が中心となって、負担軽減などにつながるしきみづくり・環境整備を行うとともに人材確保の取組を進めていきます。

① 柔軟な勤務時間制度の実現に向けた取組

- 離職防止や多様で有為な人材の確保の点から、より柔軟な働き方や多様なワークスタイルの実現に向けた取組を推進する。

【計画期間中の取組内容】

- ・時差勤務制度導入や学校の実情に応じた柔軟な勤務時間制度の検討（令和8年度～）

② 勤務時間内における休憩時間の取得促進に向けた取組

- 勤務時間内に休憩時間を取得できる職場づくりに向け、職員室等における休憩時間の明示や、空き時間を活用した休憩の取得などの取組について、校長会や管理職との連携を図りながら推進する。

【計画期間中の取組内容】

- ・実践校における業務改善等の取組の一環として実施（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しくみづくり・環境整備・人材確保

③ Webサービスを活用した学校徴収金事務の効率的な執行

- 民間業者が提供するWebサービスにおける集金機能、希望品販売機能を活用し、学校が行っている事務（保護者の口座情報の作成、未納者への連絡、会計報告資料の作成等）の負担軽減を図るとともに、保護者がスマートフォン等を使ってWebサイトにアクセスし、申込みやオンライン決済ができるよう、Webサービスの導入に向けた取組を推進する。

【計画期間中の取組内容】

- ・導入に向けた研修や意見交換会の実施（令和8年度～）
- ・一部の学校に先行して導入し、令和11年度の全校導入に向けて取組を推進（令和8年度～）
- ・保護者による購入の実施（令和8年度～）

④ 保護者等への対応

- 学校と保護者等の良好な関係を維持することに留意しながら、学校における不当要求行為等に対する考え方を整理する。

【計画期間中の取組内容】

- ・不当要求行為等があった場合の対応マニュアルの作成（令和8年度）
- ・スクールロイヤー等を活用した学校支援体制の充実（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しくみづくり・環境整備・人材確保

⑤ 教員以外の職種との連携強化による業務推進

- 教員の更なる負担軽減に向けて、教員以外の職種が担える業務等を整理するとともに、学校における業務分担や執行体制の見直し等を行い、効率的・効果的に業務を推進する体制を構築する。

【計画期間中の取組内容】

- ・用務業務の執行体制及び業務範囲の拡充、一部民間委託化（令和9年度～）
- ・学校事務職員の執行体制の見直し（令和8年度～）
- ・教職員事務支援員及び障害者雇用チームの効果的な活用に向けた検討（令和8年度～）

⑥ 業務の外部委託等（水泳指導・エアコン・設備管理など）

- 水泳指導や学校設備の管理などの民間活力の活用が可能なものについて、教員の負担の軽減につながる方策を検討する。

【計画期間中の取組内容】

- ・水泳授業での外部施設活用の拡充（令和8年度～）
- ・学校施設の維持管理及び修繕を対象とした包括管理業務委託の導入モデル事業として、麻生区内の小中学校で実施（令和8年度）
全市立学校への展開（令和9年度）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しくみづくり・環境整備・人材確保

⑦ 教育委員会事務局からの発出文書の削減

○学校の調査照会業務について、ICTの活用により、教職員の負担軽減を図る。

【計画期間中の取組内容】

・Googleドライブを活用した、通知文書等の送付に係る仕組みの検討・構築（令和8年度～）

⑧ 端末及びネットワークの統合

○かわさきGIGAスクール構想の進展を踏まえ、教職員の校務処理及び学習指導に係る負担軽減と教育DXを進めていくため、これまで個別に整備・運用されてきた校務用と学習用の端末及びネットワークの統合に向けた取組を推進する。

【計画期間中の取組内容】

・端末及びネットワークの統合に向けた環境整備（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しくみづくり・環境整備・人材確保

⑨ 会議の精選・デジタルの活用

- 教育職員がメンバーとなっている市所管等の会議体について、会議の在り方、実施方法、回数等を見直すとともに、オンライン会議などの活用等により移動時間の短縮、教育職員の負担軽減などを図る。

【計画期間中の取組内容】

- ・教育職員参加の会議等の調査などを行い、負担軽減を検討（令和8年度～）

⑩ 効果的な教員採用試験の実施

- ニーズを的確に捉えた採用説明会、試験会場や選考区分等の工夫改善による効果的な教員採用試験を実施することに併せて、経済的な支援策を構築することで、受験者数の拡大を図り、多様で優秀な人材確保を推進する。

【計画期間中の取組内容】

- ・奨学金返還支援事業（令和8年度～）
- ・大学3年生を対象とした受験区分の設置（令和8年度～）
- ・秋期選考等の試験の複数回実施（令和8年度～）
- ・地方試験会場の見直し（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しくみづくり・環境整備・人材確保

⑪ 臨時的任用職員等の確保

○場所や時間帯を工夫した臨時登録会や教員免許保有者向けの相談会の開催等を通じて、臨時的任用職員等に登録しやすい環境を整備することで、潜在的な教員志望者の掘り起こしを行う。

【計画期間中の取組内容】

- ・臨時登録会の実施（令和8年度～）
- ・ペーパーティーチャー向け個別相談会の開催（令和8年度～）

⑫ 大学連携等による教員志願者の掘り起こし

○本市の学校現場の良さを実感してもらう機会を増やし、本市の教員を目指す学生の掘り起こしを行う。

【計画期間中の取組内容】

- ・職員部教職員人事課に教育実習の受入れに関する窓口を設置し、大学等からの連絡、相談の受付（令和8年度～）
- ・教育実習やインターンシップの積極的な受入れを推進（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しきみづくり・環境整備・人材確保

⑬ 専科指導の推進と教育課題に対応した教職員配置の工夫

○小学校における教科担任制及び専科指導の取組や、中学校における35人学級の計画的な推進をはじめ、国の加配定数等の活用による効果的な教職員の配置を行うことにより、様々な教育的ニーズへの対応を図る。

【計画期間中の取組内容】

- ・中学校における35人学級を推進（令和8年度～）

⑭ 心身ともに健康的な職場づくりの推進

○教職員一人ひとりが自身の健康増進の意義を十分認識し、正確な知識を備え日々実践するセルフケアとヘルスリテラシー（健康決定力）向上に取り組む。

【計画期間中の取組内容】

- ・令和8年3月末『川崎市教職員こころの健康づくり指針』を改定予定
- ・改定方針に基づく取組の推進（令和8年度～）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

1 4つの対応の方向性に基づく取組

方向性 4 しくみづくり・環境整備・人材確保

2次方針までの3つの視点に基づく取組の継続（主な取組）

G I G A 端末を活用した学校業務の効率化の推進

通知表に関する検討

部活動指導員の配置拡充

専門スタッフの効果的な配置

教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革

多様な働き方の推進

学年始休業の変更

※その他のこれまでの取組は参考資料として添付

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

2 学校における働き方改革の削減効果（全国の学校の取組事例）

全国の学校の取組事例を参考に本市での削減効果を試算しました。これらの取組により生じる余白時間を活用することで、時間外在校等時間が縮減され教員の能力向上や子どもと向き合う時間の増加とともに、教員のウェルビーイングの向上につながり「教育の質の向上」に資するものと考えます。

取組内容	削減効果	内訳	本市取組
清掃の見直し（小中）	5.0時間	5時間×1回（大掃除）	方向性1
会計業務の見直し（小中）	37.5時間	1.5時間×5日×5回	方向性2・4
チーム担任制の導入（小中）	66.7時間	20分×200日	方向性2
短縮授業の実施（小中）	43.0時間	週1時間×43週	方向性1
モジュールの活用（小中）	32.3時間	週45分×43週	方向性1
教材の共有（小中）	21.5時間	週30分×年43週	方向性2
所見の見直し（小中）	30.0時間	10時間×通知表3回	方向性2・4
保護者向けの連絡（小中）	21.5時間	週30分×43週	方向性2
部活動の見直し（中）	86.0時間	週2時間×43週	方向性2
朝練の見直し（中）	21.5時間	週30分×43週	方向性2
採点ソフトの導入（中）	25.0時間	5時間×定期考査5回	方向性4

※出典：文部科学省「全国学校における働き方改革事例集」令和5年3月改訂版

小学校 257.5時間（削減効果） 中学校 390時間（削減効果）

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

3 好事例の展開について

1 実践校ごとの個別最適な支援

教育委員会事務局の指導主事等と連携を図り、民間ノウハウを活用した業務改善等の校内ワークショップを実施する業務改善等実践校に対して伴走支援を行います。

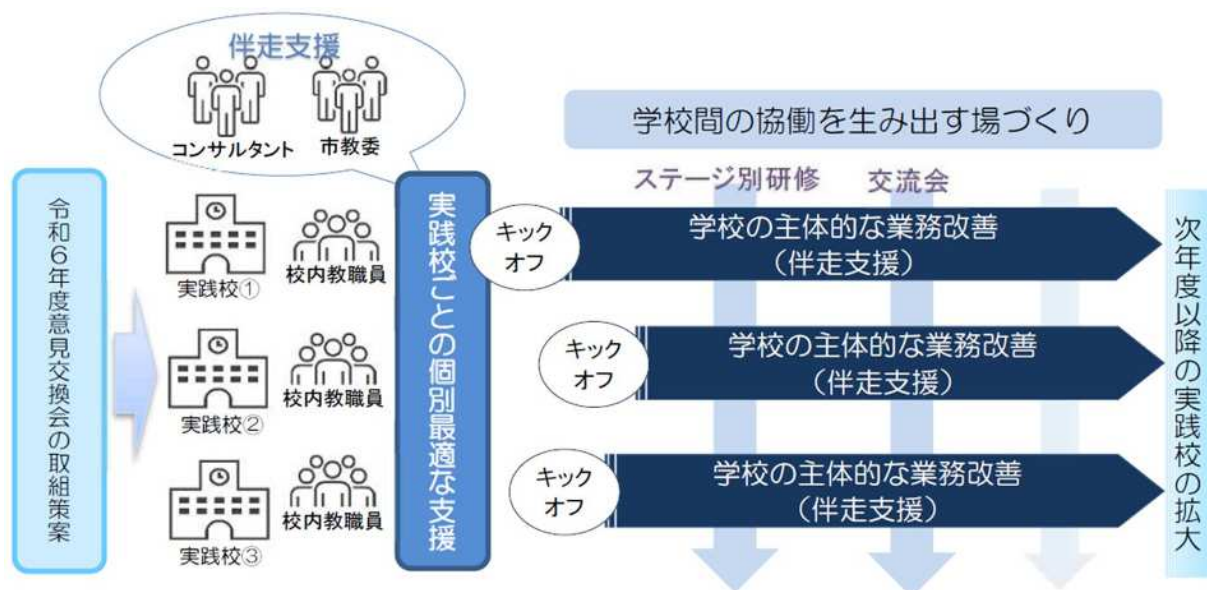
2 学校間の協働を生み出す場づくり

(1) 校内ワークショップを受けた学校同士による交流会の開催

働き方・仕事の進め方改革に関する交流会を行い、学校ごとに異なる課題を共有することで、悩みの共有や解決策を見出すきっかけづくりにつなげるとともに、他校の好事例を参考にすることで、それぞれの学校で取り入れられる方策を検討する機会を創出します。

(2) 教育職員のステージ（職位、経験年数等）別研修を開催

教育職員のステージごとに、直面する業務課題、ワーク・ライフ・バランスの課題は異なるため、ステージ別研修を開催し、働き方等を考える意識付けを行います。



5年間程度で全市展開を目指します

年度	令和7	令和8	令和9
実践校数目安 (延べ校数)	23 (23)	20 (43)	20 (63)
年度	令和10	令和11	令和12
実践校数目安 (延べ校数)	20 (83)	20 (103)	人事異動等による 意識や取組の広がり

第4章 本プログラムの具体的な取組内容等

4 本プログラムの着実な推進に向けて

- ①進捗状況については、毎年度の取組状況を把握した上で、教育委員会、教育長や学校長等を委員とした学校業務検討委員会、市議会及び総合教育会議への報告・公表を通じて関係機関に情報を共有するとともに、市のホームページ等を活用して広く市民にも公開します。
- ②教育職員を対象とした研修などを活用して取組状況を共有し、自分事として認識してもらうことや、必要に応じて各種会議等の場を活用し、地域や保護者等への理解を求めていきます。
- ③学校現場の取組として、実践校については年間を通じて校内ワークショップ（WS）や交流会等を踏まえた業務改善を実践します。また、それ以外の学校においても令和6年度に行った意見交換会で出された学校アイデアを踏まえて、各学校の実態に応じた取組を実施します。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①進捗状況の公表等	●前年度の取組状況の調査	●市議会、教育委員会、学校業務検討委員会への報告 ●ホームページでの公表		●総合教育会議への報告 (第3第4四半期の期間を想定)
②教育職員や地域・保護者との共有		●教員研修を活用した取組状況の共有	●地域・保護者との共有 (各種会議等の場を活用)	
③学校現場の取組	実践校	●校内WS	●校内WS	●実践校交流会
	上記以外の学校			●校内WS
	業務改善の実践			
	各学校の実態に応じた取組を実施			

その他参考資料

- 教職員の働き方・仕事の進め方改革に関して実施した取組
- 学校と教師の業務の3分類（文部科学省）
- 小学校・中学校モデルケース（案）
- 業務改善による「創造的な余白」の創出イメージ

教職員の働き方・仕事の進め方改革に関して実施した取組

	平成30年度から令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」策定 令和2年度 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例改正 川崎市立学校の教育職員業務量の適切な管理等に関する規則制定 令和3年度 「第2次 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」策定 				<ul style="list-style-type: none"> 「第3次 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」策定（予定）
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 教育委員会事務局と学校間における特殊共有サーバーの新設 				
	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 地域住民等との連携（コミュニティスクール拡充（15校）） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等との連携（地域教育コーディネーターの拡充（24中学校区）、コミュニティスクール拡充（48校）） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等との連携（地域教育コーディネーターの拡充（30中学校区）、コミュニティスクール拡充（92校）） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等との連携（地域教育コーディネーターの拡充、コミュニティスクール拡充（136校）） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等との連携（地域教育コーディネーターの拡充、コミュニティスクール全校配置（175校））
	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 就学援助事務のシステム化 			<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請導入に向けたシステム改修を実施 学校を経由しない申請方法・手順の見直しに向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 学校を経由しない申請方法への変更 手順の見直しを実施
	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 学校毎の共有フォルダの新設 				
	<ul style="list-style-type: none"> 留守番電話の設置 令和元年度（小学校113校及び特別支援学校4校） 令和2年度（はるひ野小学校及び中学校52校） 			<ul style="list-style-type: none"> 高等学校への留守番電話導入に向けた調整 	
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知見を活用した業務改善支援 令和元年度（小学校1校） 令和2年度（中学校1校） 令和3年度（中学校3校） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知見を活用した業務改善支援（小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校） 	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善や働き方改革に関する校内研修を実施（小学校4校、中学校5校） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度実施校へのフォロー研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知見を活用した業務改善等実践校支援（小学校18校、中学校5校）
	<ul style="list-style-type: none"> 研修体制の見直し 令和元年度（e-ラーニングの活用、集合研修回数の削減、校内研修充実のためのガイドブック配布） 令和2年度（動画配信、双方向でのやり取りができるWEB会議システムなどICTの活用） 令和3年度（GIGA端末によるオンライン研修の試行実施） 	<ul style="list-style-type: none"> GIGA端末によるオンライン研修の実施 夏季休業中における在宅勤務によるオンライン研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> （在宅勤務によるオンライン研修 17回） 	<ul style="list-style-type: none"> （在宅勤務によるオンライン研修 15回） 	

	平成30年度から令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備		GIGA端末を活用した学校業務の効率化の推進 ・GIGAスクール構想推進リーダー向け研修での情報交換時における好事例共有 ・希望研修内でのアンケートアプリ（Google Forms）の操作研修（8月）の実施 ・電話対応等による活用相談の実施			
			・ICT支援員によるニーズに沿った学校支援の実施		
	・令和2年度（新校務支援システム導入）	・児童生徒の情報一元管理のための機能「ダッシュボード」の追加 ・校務支援システムの安定的・効果的な運用を図るための研修や活用動画作成、学校訪問サポートの実施	・ダッシュボード機能の基本操作の動画作成、研修、学校訪問サポートの実施		
	・令和2年度 全市立学校へモバイル端末（スマートフォン）の設置				
	・令和2年度（特別支援学校スクールバスの増車）				
	・令和2年度（ICTを活用した欠席連絡システムの導入）				
	・令和2年度（学校あて調査の見直し（廃止、統合、様式等の改善））		・学校宛ての通知・依頼等件数や内容を把握するための調査を実施		
	・令和3年度（学校給食費公会計化導入）				
	・令和3年度 特別支援学校スクールバスへの位置情報管理システム（GPS）を搭載				
	・令和3年度（学校ホームページのCMS導入）				
・令和3年度（教職員が出席する会議の調査及び精選）					・教職員が出席する会議等の精選

	平成30年度から令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備	・令和3年度（不登校児童に対する学習支援アプリの試行）	・GIGA端末を活用した不登校児童生徒向け「オンライン学習サービス」導入			
		・業務端末統合に統合に向けた検討・整理			
		通知表に関する検討 ・所見欄の見直しに向けた検討（小学校） ・担任印の廃止（高校） ・通知表作成に係る負担軽減策の共有（中学校）	・前期所見欄の廃止（小学校） ・小中学校及び特別支援学校での担任印の押印廃止		
		・市デジタル化推進プランに基づく学校・保護者間の手続のオンライン化の推進 ・学校職員向けLoGoフォーム操作説明会の実施	（児童個人票、給食の申込、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申込のオンライン化を実施）	（就学援助費のオンライン申請の導入、学校給食申込のオンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）による申請の導入）	
		・卒業証書の割印の廃止			
		・麻生区内学校施設の保守管理や軽易な修繕等の業務を一括して委託するための実施方針策定	・麻生区内学校施設包括管理業務委託事業者選定及び契約締結	・麻生区内学校施設包括管理業務委託（麻生区モデル）を実施 ・麻生区モデルのモニタリング及び効果検証を実施	
			学校施設開放での予約システム等の導入 ・学校施設開放での民間提案制度を活用した予約システム及びスマートロックの導入に向けた実証実験及びサウンディング型市場調査を実施 ・「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定	・5校で予約システム等による先行運用開始（令和7年2月） ・コールセンター設置（令和7年2月） ・各種説明会を実施（10回）	・全校で予約システム等による運用開始

	平成30年度から令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保	・平成30年度 教職員配置の工夫（加配定数の拡充、活用）				
	・学校事務職員の「学校業務相互支援事業」（平成29年度～）		・学校事務業務の担当状況調査を実施したほか、共同学校事務室等に関する先行事例の研究のため他都市視察を実施 ・より効果的・効率的な業務執行体制の検討に向けた庁内検討会議を実施	・学校事務業務に関する事例研究に資する他都市視察の実施	
	・教職員事務支援員の配置 平成30年度（小学校3校） 令和元年度（小中学校28校） 令和2年度（全小中学校配置） 令和3年度（全小中学校配置（うち17校は障害者就業員による配置））	・教職員事務支援員の全小中学校へ配置継続（学校の実情に応じた効果的な配置の検討）		・中学校における教職員事務支援員の勤務時間の増（1日あたり2時間増）	
	・部活動指導員の配置 平成30年度（中学校3校） 令和元年度（中学校7校） 令和2年度（中学校22校） 令和3年度（中学校51校）	（47校 50名）	（62名）	（72名） ・短時間の任用を可能とする任用条件の変更による人材確保の推進	
	・専門スタッフの配置拡充（平成30年度から取組。※下記は令和3年度） （ALT）101人 （理科支援員）全小学校 （総括学校司書）21人 （学校司書）56人 （巡回スクールカウンセラー）7人 （スクールカウンセラー）全中学校・高等学校 （スクールソーシャルワーカー）8人	（ALT）113人 （学校司書）70人 （巡回SC）15人 （SCW）11人	（学校司書）92人 （巡回SC）小学校に加え特支にも派遣 （SCW）12人	（学校司書）114人（小学校全校に各1人） （SCW）13人	
	・法律相談体制の構築 令和元年度（弁護士の非常勤職員を配置） 令和2年度（弁護士の会計年度任用職員を配置）		・いじめ事案及び学校事故事案についての研修など、職員を対象とした研修を実施	・学校法律相談をオンラインで実施 ・職員に向けたハラスメント防止研修を実施	

	平成30年度から令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進	・平成30年度「川崎市立学校の部活動に係る方針」策定	・「川崎市立学校の部活動に係る方針」のフォローアップ調査の実施	・川崎市立中学校の部活動に係る懇談会の実施（2回）		
		・休日の部活動の地域移行に向けた検討（中学校1校5部活において実践研究の実施）	・休日の部活動の地域移行に向けた検討（中学校10校）		
	・働き方研修の実施 平成30年度（文科省学校業務改善アドバイザー派遣事業、小学校4校） 令和元年度（研修の実施（4回）） 令和3年度）研修の実施（2回（夏季研修及び若手対象研修））	・働き方研修の実施（学校管理職・中堅・若手） ・学校管理職向けの啓発講演等の実施	・小中学校教員の意識調査及び小中学校長との意見交換会を実施	・時間外在校等時間が多い学校での研修実施 ・全ての小中学校の校長、副校長、教頭、教務主任に拡大して意見校交換を実施 ・高校及び特別支援学校の教員、全校種の養護教諭、影響教諭・学校栄養職員、学校事務職員・一般事務職員を対象に意識調査アンケートを実施 ・ペーパーレス化（デジタル化）に積極的な学校の取組を分かりやすく周知を図り横展開	
・令和元年度（ICカードによる出退勤管理運用開始（4月）） ・令和3年度（前年度上限時間を超えた教職員の事後的な検証を実施）	・正確な時間外在校等時間の把握に向けた職員情報システムの入力手引の作成及び取組状況の確認のための学校訪問を実施	・事後検証を取りまとめ、上限時間を超えた要因、長時間勤務の解消に効果的な取組、課題等を共有			

	平成30年度から令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進	・令和元年度「働き方・仕事の進め方改革だより」発行				
	・学校閉庁日実施 令和元年度（年間3日夏季のみ、小中特別支援学校） 令和2年度（年間5日夏季3日、冬季2日、全市立学校）		・「川崎市立学校の学校閉庁日に関する要綱」の制定	・「かわさき家庭と地域の日」も学校閉庁日として追加 試行実施	
	・ヘルスリテラシー向上の取組 令和元年度（学校の健康課題に応じた取組：9校） 令和2年度（巡回による長時間勤務者への産業医面接及び保健相談員による巡回相談開始） 令和3年度（産業医の増員：3名→4名）	・全中学校にて長時間勤務職員への巡回による産業医面接と管理職との意見交換を実施 ・階層別研修の実施	・健康管理保健相談員による全学校への巡回相談の実施 ・産業医の増員：4名→5名	・精神保健相談員による全学校への巡回相談の実施 ・管理職への役割の周知と連携の強化 ・精神保健相談員の増員：4人→7人	
	・働き方改革の視点を踏まえた人事評価、学校評価の実施及び学校経営方針の策定				
	・長期休業期間の在宅勤務による研修（試行）	・本格実施 （GIGA端末によるオンライン研修受講に係る在宅勤務実施要領の制定）			
		・サテライトオフィスの設置 （教育会館）			
		・時間休取得制限の撤廃			
				・教育職員等の時差勤務の試行実施	
		・新年度初日の4月1日から始業日までの平日を最低3日間確保するため、学年始休業変更を試行実施（試行を踏まえた管理運営規則の改正）	・本格実施 （試行を踏まえた管理運営規則の改正）		

学校と教師の業務の3分類

文部科学省HPより
(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html)

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

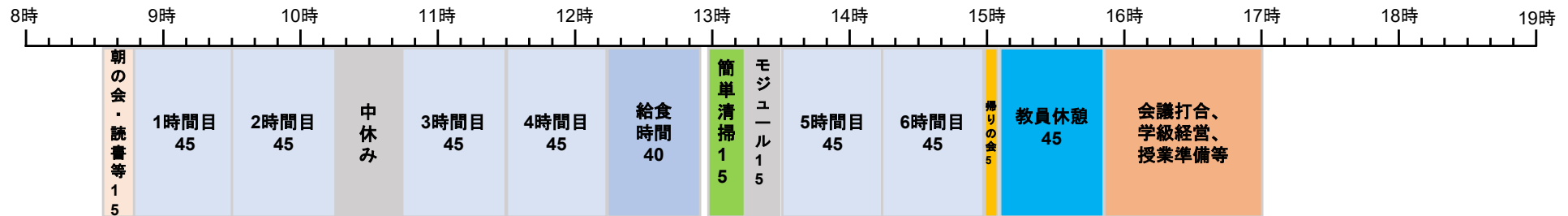
- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフと
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

小学校・中学校 モデルケース（案）

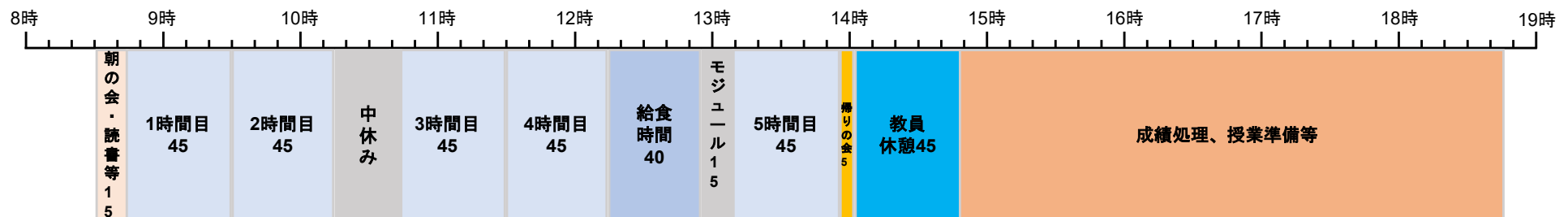
働き方・仕事の進め方改革の取組の参考とするため、他自治体や市立学校の事例を基に教育委員会事務局が作成したものです。

教師の1日（小学校モデルケースA）

通常期

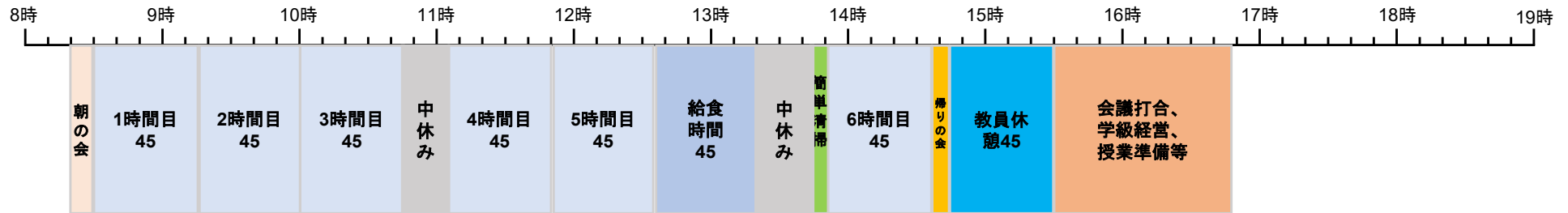


繁忙期例（成績処理、通知表作成時）



- ・読書、モジュール活動時や担当授業がない時は、打合せ・授業準備等に活用
- ・休憩時間後の会議の精選（資料は電子、事前配布による内容把握、曜日の固定）
- ・教材研究や学年打合せなど曜日を固定
- ・専科教員の活用
- ・清掃回数は減らす

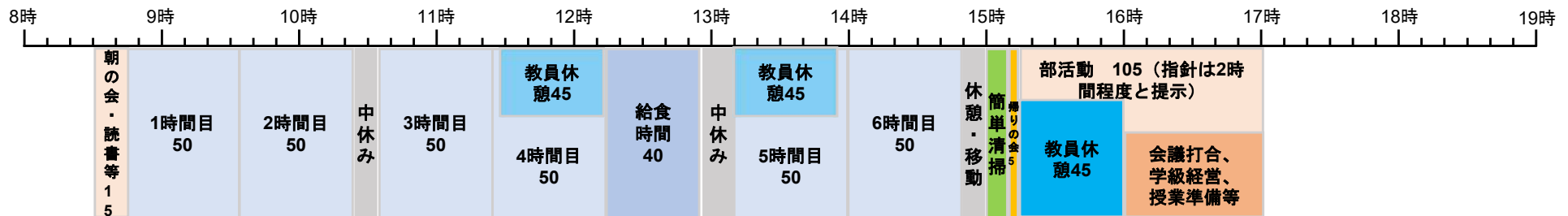
教師の1日（小学校モデルケースB 午前5時間授業）



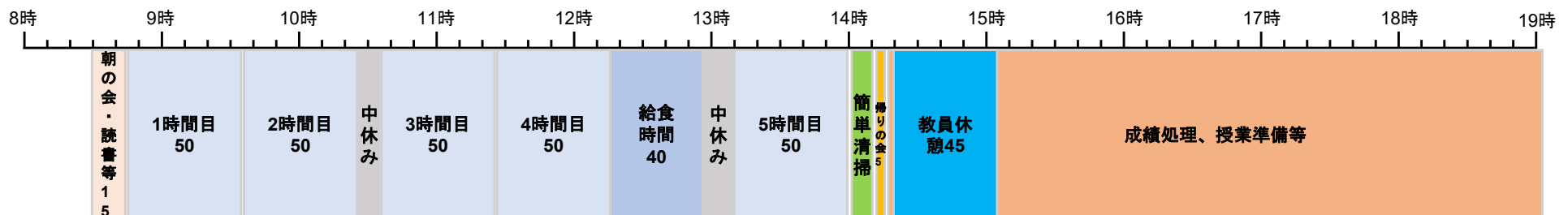
- ・水、金曜日は5時間
- ・高学年の最終下校は6時間授業日にて14時45分
- ・休憩時間後の会議の精選（資料は電子、事前配布による内容把握、曜日の固定）
- ・教材研究や学年打合せなど曜日を固定
- ・専科教員の活用
- ・清掃回数は減らす

教師の1日（中学校モデルケースA）

通常期



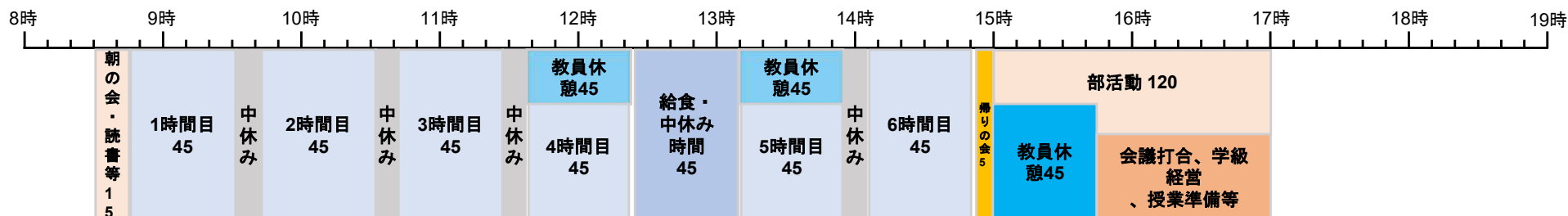
繁忙期例（成績処理、通知表作成時）



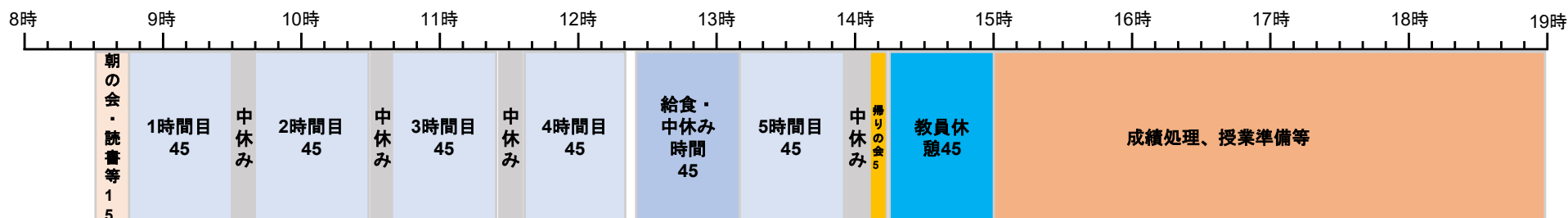
- ・モジュール活動時や担当授業がない時は、授業準備・休憩等に活用
- ・清掃回数は減らす(清掃がないときは部活は、120分)
- ・部活動は複数顧問制、ローテーションで休憩、ノ一部活動日の設定
- ・休憩時間後の会議の精選(資料は電子、事前配布による内容把握、曜日の固定)

教師の1日（中学校モデルケースB）

通常期



繁忙期例（成績処理、通知表作成時）



- ・モジュール活動時や担当授業がない時は、授業準備・休憩等に活用
- ・5分短縮授業によって不足する時間は長期休業(夏休等)を短くして調整する。
- ・水曜日は5時間、ノ一部活、清掃実施
- ・清掃は汚れが目立つときに随時実施
- ・部活動は複数顧問制、ローテーションで休憩
- ・休憩時間後の会議の精選(資料は電子、事前配布による内容把握、曜日の固定)

業務改善による「創造的な余白」の創出イメージ

